

令和8年3月18日
財務部課税課

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の
種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 改正趣旨

令和8年度税制改正大綱(令和7年12月26日閣議決定)に係る地方税法等の改正に伴い、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う規定の整備等を行う必要があるため、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する。

2 改正内容

地方税法等の改正における軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、現行の軽自動車税種別割が軽自動車税と改められるため、規定の整備を行う。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定日

令和8年4月1日

5 周知方法

条例改正の内容については、改正条例の公布後速やかに区ホームページで周知を図る。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する <u>軽自動車税</u>の賦課徴収の特例に関する条例 昭和28年2月17日条例第14号</p> <p>改正</p> <p>昭和33年5月10日条例第5号 昭和37年2月5日条例第3号 昭和39年12月26日条例第75号 平成24年12月10日条例第57号 令和元年10月1日条例第22号 令和6年4月1日条例第27号 令和7年3月5日条例第31号</p> <p>アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する <u>軽自動車税</u>の賦課徴収の特例に関する条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。）第4条第1項及び地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定に基づき、<u>軽自動車税</u>の賦課徴収について、世田谷区特別区税条例（昭和39年12月世田谷区条例第74号。以下「条例」という。）の特例を設けることを目的とする。</p> <p>(税率)</p> <p>第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等（特例</p>	<p>○アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する <u>軽自動車税の種別割</u>の賦課徴収の特例に関する条例 昭和28年2月17日条例第14号</p> <p>改正</p> <p>昭和33年5月10日条例第5号 昭和37年2月5日条例第3号 昭和39年12月26日条例第75号 平成24年12月10日条例第57号 令和元年10月1日条例第22号 令和6年4月1日条例第27号 令和7年3月5日条例第31号</p> <p>アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する <u>軽自動車税の種別割</u>の賦課徴収の特例に関する条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。）第4条第1項及び地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定に基づき、<u>軽自動車税の種別割（同法第442条第2号に規定する種別割をいう。以下「種別割」という。）</u>の賦課徴収について、世田谷区特別区税条例（昭和39年12月世田谷区条例第74号。以下「条例」という。）の特例を設けることを目的とする。</p> <p>(税率)</p> <p>第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等（特例</p>

改正後	改正前
<p>法第2条第4項から第6項までに規定するものをいう。以下同じ。)の所有する原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車に対する<u>軽自動車税</u>の税率は、条例第39条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、1台につき当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車 年額500円</p> <p>(2) 軽自動車</p> <p>ア 二輪又は三輪のもの 年額1,000円</p> <p>イ 四輪以上のもの 年額3,000円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額1,000円</p> <p>(徴収方法)</p>	<p>法第2条第4項から第6項までに規定するものをいう。以下同じ。)の所有する原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車に対する<u>種別割</u>の税率は、条例第39条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、1台につき当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車 年額500円</p> <p>(2) 軽自動車</p> <p>ア 二輪又は三輪のもの 年額1,000円</p> <p>イ 四輪以上のもの 年額3,000円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額1,000円</p> <p>(徴収方法)</p>
<p>第3条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対する<u>軽自動車税</u>は、普通徴収又は証紙徴収の方法により徴収する。</p> <p>(普通徴収の手続)</p>	<p>第3条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対する<u>種別割</u>は、普通徴収又は証紙徴収の方法により徴収する。</p> <p>(普通徴収の手続)</p>
<p>第4条 前条の規定により<u>軽自動車税</u>を普通徴収の方法により徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前10日までに納税者に交付しなければならない。</p> <p>(証紙徴収の手続等)</p>	<p>第4条 前条の規定により<u>種別割</u>を普通徴収の方法により徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前10日までに納税者に交付しなければならない。</p> <p>(証紙徴収の手続等)</p>
<p>第5条 納税者は、第3条の規定により<u>軽自動車税</u>が証紙徴収の方法により徴収される場合には、<u>軽自動車税</u>の納税に係る証紙(以下「証紙」という。)によってその税額を払い込まなければならない。この場合においては、<u>軽自動車税</u>を納付する義務が発生することを証する書類に、証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことにより、証紙に代えることができる。</p> <p>2 前項の場合において、<u>軽自動車税</u>の納税義務は、証紙又は前項に規定する書類に納税済印を受けたときに消滅する。</p> <p>3 証紙は、区長が指定する場所で、これを交付する。</p>	<p>第5条 納税者は、第3条の規定により<u>種別割</u>が証紙徴収の方法により徴収される場合には、<u>種別割</u>の納税に係る証紙(以下「証紙」という。)によってその税額を払い込まなければならない。この場合においては、<u>種別割</u>を納付する義務が発生することを証する書類に、証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことにより、証紙に代えることができる。</p> <p>2 前項の場合において、<u>種別割</u>の納税義務は、証紙又は前項に規定する書類に納税済印を受けたときに消滅する。</p> <p>3 証紙は、区長が指定する場所で、これを交付する。</p>

改正後	改正前
<p>(納期) 第6条 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月11日から同月31日までとする。</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(納期) 第6条 <u>種別割</u>の納期は、5月11日から同月31日までとする。</p>